

亀山市告示第130号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成30年10月19日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 10102
- 3 路線名 川崎白木線
- 4 供用開始の区間
(1) 起点 小川町字経塚520番5
(2) 終点 小川町字経塚600番2
- 5 供用開始の期日 平成30年10月22日